

千葉市ごみステーション美化活動等に関する表彰選定要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市ごみステーション美化活動等に関する表彰実施要綱（以下要綱という。）による表彰に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

第2 申込期間

市長は、6月1日から7月31日までの期間で、申込みを受け付けるものとする。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第1号）第1条各号に掲げる休日を除く。

第3 選定方法

選定にあたっては、書類審査及び現地審査により行うものとする。なお、現地審査については、可燃ごみの収集日の収集前と収集後の計2回行うものとする。

1 書類審査

- (1) ごみステーションの美化推進に向けた取組み、実績など
 - ア 努力や意欲が表れているか。
 - イ 効果を得られているか。
 - ウ 創意工夫が見られるか。
- (2) ごみの分別・排出ルール遵守に向けた取組み、実績など
 - ア ごみステーション利用者への周知が図られているか。
 - イ 努力や意欲が表れているか。
 - ウ 効果を得られているか。
- (3) その他ごみの減量・再資源化に向けた取組み、実績など
 - ア ごみステーションの美化等に関連して、他の団体等の模範となる取組みなどがあるか。

2 現地審査

- (1) 排出方法
 - ア 指定袋等指定された排出容器で排出されているか。
 - イ 決められた排出日時に排出されているか。
- (2) 分別方法
 - ア ごみの分別が徹底されているか。
 - イ 不適正排出により、取り残されたごみ袋がないか等
- (3) ごみステーション管理
 - ア ごみステーションは清潔に保たれているか。
 - イ ごみステーションの清掃当番など、管理体制が構築されているか。
 - ウ 動物による散乱被害のあるところについては、防鳥ネット等、対策がとられ、かつ効果を得られているか。
 - エ 独自の看板を設置するなど、排出者に対して分別・排出ルール遵守の周知及び徹底がなされているか。
 - オ 不法投棄が発生していないか。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。